

○工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（抄）（昭和 59 年 3 月 29 日 建設省厚第 91 号）[新旧対照表]

現 行	改 正 案	備 考
<p>第 1～第 3 （略） （独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例） 第 4 部局長は、第 1 第 1 項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合（第 3 第 2 項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 別表第 2 第 5 号から第 12 号までに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は公契約関係競売等妨害（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 第 1 項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第 96 条の 6 第 2 項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合に係る首謀者（独占禁止法第 7 条の 2 第 8 項の各号に該当する者をいう。）であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）</p> <p>それぞれ当該各号に定める短期の 2 倍（別表第 2 第 12 号に該当する有資格業者にあつては、2.5 倍）の期間</p> <p>三～五 （略）</p> <p>第 5～第 9 （略）</p> <p>別表第 1 （略）</p> <p>別表第 2 （略）</p>	<p>第 1～第 3 （略） （独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例） 第 4 部局長は、第 1 第 1 項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合（第 3 第 2 項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 別表第 2 第 5 号から第 12 号までに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 第 1 項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第 96 条の 6 第 2 項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合に係る首謀者（独占禁止法第 7 条の 2 第 8 項の各号に該当する者をいう。）であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）</p> <p>それぞれ当該各号に定める短期の 2 倍（別表第 2 第 12 号に該当する有資格業者にあつては、2.5 倍）の期間</p> <p>三～五 （略）</p> <p>第 5～第 9 （略）</p> <p>別表第 1 （略）</p> <p>別表第 2 （略）</p>	<p>独占禁止法改正（平成 25 年）を反映</p>